

耐震診断の公表について

小中学校等の施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所になるなど、大切な役割を担っています。

西脇市では、建築基準法の改正（昭和56年）前の基準で建てられた校舎等について、耐震診断を行い、耐震補強が必要と認められた校舎等について、補強工事を進めてきました。

平成20年6月に地震防災対策特別措置法が改正され、公立の小中学校・幼稚園等の校舎等について耐震診断を行うとともに、耐震診断を実施した建物ごとに、その結果の公表が義務づけられました。

これまで実施してきた耐震診断の結果をまとめましたので公表します。

1 耐震化の状況

令和2年4月1日現在の非木造の校舎等の耐震化率は、小中学校及び幼稚園も合わせて100%です。木造の校舎についても、令和元年度に工事が全て完了し、100%となりました。

詳しくは、資料《耐震化状況集計表》をご覧ください。

2 耐震診断の結果

耐震診断の結果については、資料《耐震診断結果一覧表》のとおりです。

3 耐震診断に係る用語の意味

用語の意味については、資料《用語の意味ほか》をご覧ください。